

登録簿

届出番号	2 - 2 - 15	開始年月日	令和6年06月03日	変更年月日	
局コード	113	局名	スタートアップ・国際金融都市戦	部コード	2
課コード	2	課名	スタートアップ推進課	部名	イノベーション推進部
同一の事務を所管する課					
保有個人情報を取り扱う事務の名称		グローバルイノベーションに挑戦するクラスター創成事業(TIBCATAPULT)			
保有個人情報を取り扱う事務の目的		都内の様々なインダストリーやテクノロジーの領域において進められるスタートアップ支援・協働等の取組を多角的に支援し、様々なプレイヤーが連携しながらグローバルに活躍するスタートアップを育成するための枠組みである「イノベーションクラスター」の構築を目指すため。			
保有個人情報の対象者の範囲		運営事業者、クラスター応募事業者、審査会審査員、イベント参加者			
保有個人情報の記録項目	基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活等	その他
	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☒ 氏名 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☐ 年齢 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 電子メールアドレス	☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴	☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻	☒ 職業 ☒ 職歴 ☐ 思想 ☐ 学歴 ☐ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味	☒ 口座情報 ☐ その他*
保有個人情報の処理形態		☐ 電磁的記録以外 ☒ 電磁的記録 ☐ オンライン結合			
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他*			
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号			
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☐ 無 ☒ 有* 再委託 ☐ 無 ☒ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*			
備考		委託内容:事務局事務、選定委員会事務、評価委員会事務、プロモーション企画・実施、ブランディング機運醸成取組の企画・実施 再委託内容:ホームページ運用に関する業務 住所、口座情報、職歴については、審査会審査員のみ収集する。 *を付した項目について 具体的内容等を記載			
事務を廃止した場合		廃止年月日:		文書保存期限:	